

(納入及び検査)

第1条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた日から10日以内に、乙の立ち会いのもとに検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査において不合格となった場合は、すみやかに補修し、又は代品と取り替えて再検査を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

4 乙は、あらかじめ甲の承認を得た場合においては、物品を分割納入することができる。この場合においては、第1項から第3項までの規定を準用する。

5 甲は、納入物品の検査において、手直し、補強又は交換させる必要のあるときは、その翌日から再検査に合格した日までの日数を遅滞日数として履行遅延違約金を徴収する。

この場合においては、第7条の規定を準用する。

(中間検査)

第2条 甲は、必要があるときは、中間検査を行い又は納入計画その他必要と認める事項について、乙に報告を求めることができる。

(代金の支払)

第3条 甲は、物品の引渡しを受けた後において、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第4条 第1条第2項から第4項までの引渡し前に生じた物品についての損害は乙の負担とする。ただし、甲の責に期すべき理由による場合は甲の負担とする。

(契約不適合責任)

第5条 物品を引渡しした後1年以内に契約不適合が発見されたときは、乙は甲に対し代品の納入、契約不適合の補修又は損害を賠償する責任を負うものとする。その他、メーカー保証の範囲内において責任を負うものとする。

(納入期限の延長)

第6条 甲は、次の各号の一に該当すると認めるときは、納入期限を延長することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力による理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。

(2) 乙の責に帰する理由により、納入期限内に契約を履行することができないとき。

2 前項各号の場合においては、乙は甲に対し遅滞なくその理由を付した書面により、納入期限内にその延長を求めなければならない。

3 納入期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅延)

第7条 甲が、前条第1項第2号の規定により、納入期限の延長を承認したときは、乙は、規定の納入期限の翌日から納入の日までの日数(検査に要した日数を除く。)に応じ、次の式により起算して得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

$$\text{契約金額(分納した場合は、遅滞に係る額)} \times \frac{\text{遅滞日数} \times 2.7\%}{365}$$

365

(権利又は義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らかの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が物件を納入期限内に指定の場所へその数量を納品しないとき、又は納入する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙から契約解除の申出があったとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において既に納入された部分の取り扱いについては、甲乙協議して

定めるものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、甲に帰属する。

4 乙は、契約保証金が免除されている場合において、第1項の規定により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、分割納入し甲の検査に合格した物品があるときは、契約金額から分割納入した物品の契約金額相当額を控除した金額の100分の10に相当する額を違約金とする。

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、何らかの催告をしないで、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

(1) 乙が、私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が独占禁止法第49条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が独占禁止法第50条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、前2項に規定する排除措置命令又は納付命令について独占禁止法第66条第1項から第3項までの審決（原処分全部を取り消す審決を除く。）を受け、独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に当該審決の取り消しの訴えを提起しなかったとき。

(4) 乙が、前号に規定する審決の取り消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

（賠償金）

第11条 乙は、この契約に関して、前条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の100分の10に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に定める賠償金の額を超える場合においては、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

（契約保証金の返還）

第12条 甲は、乙がこの契約の全部について履行したときは、契約保証金を返還するものとする。

（費用の負担）

第13条 物品の納入及び検査に要する費用（不合格品の取り引きに要する費用を含む。）は、全て乙の負担とする。

（個人情報の保護）

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（その他）

第15条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約の業務の実施にあたっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認あるときを除き、この契約の業務を処理する為に甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取り扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報をみだりに漏らしてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めたときは、乙がこの契約による業務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。